

平成 22 年度地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設） 整備事業者募集について（再募集）

千葉市では、「千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）平成 21 年～23 年度」及び介護基盤緊急整備の考え方に基づき、計画的に高齢者福祉施設整備を行います。

地域密着型特別養護老人ホームについては、以下の通り、整備事業者の再募集を行います。

1 整備にあたっての基本事項

- (1) 事業者は、法令等を遵守し、社会福祉に熱意と理解を有し、かつ適正な施設運営が見込めるものであることが必要です。
- (2) 建設計画について、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めてください。

2 募集概要

(1) 募集内容

募集の条件

- ・定員 29 人以下であること。
- ・ユニット型であること。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること。
- ・利用者を千葉市民に限定すること。

(2) 募集地域

千葉市全域

ただし、設置場所が地域との交流を図ることが期待できる地域であること（別紙「立地イメージ」参照）

(3) 整備年度

平成 23 年度

(4) 事業者

社会福祉法人

(5) 補助金について

千葉県介護基盤緊急整備特別対策事業交付金を活用し、補助を行います。

(1) 地域密着型特別養護老人ホーム

3,500 千円×定員数+20,000 千円 (市補助上乘せ)

(2) 小規模多機能型居宅介護事業所

26,250 千円+7,500 千円 (市補助上乘せ)

※ 補助金交付は、本市の平成 23 年度予算及び交付金が認められた場合を前提とします。

※ 補助額は、交付金が前提となるため、変更される場合があります。

(6) 事業用地

原則として、自己所有地であることが必要です。

- ・ 事業用地は、抵当権等施設存続の支障となりうるような権利設定が無いことが条件となります。
- ・ 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認、相談を行ってください。
- ・ 新たに事業用地を購入する場合、事業計画の採択前に土地の購入をする必要はありません。審査時は土地の売買確約書等により、事業用地の確保を確認します。

(7) 選定方法及び主な評価項目

千葉市社会福祉法人設立認可等審査委員会で審査、選定をします。

選定に当たって、主な評価項目は以下のとおりです。

なお、評価項目は今後変更になる場合があります。

①地域バランス

近隣の同種施設の整備状況や周辺環境 等

(参考)

特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム整備状況

単位:人(平成22年度着工予定分まで)

圏域	中央区		花見川区		稲毛区		若葉区		緑区		美浜区		計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
圏域ごとの整備数	162	290	279	130	210	90	150	660	355	145	100	50	2,621
区ごとの整備数	452		409		300		810		500		150		

小規模多機能型居宅介護事業所整備状況

単位:事業所(平成22年度見込み)

圏域	中央区		花見川区		稲毛区		若葉区		緑区		美浜区		計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
事業所数	2	0	2	1	3	0	0	1	0	0	0	0	9

②施設長の適格性

施設を適正に管理運営できる能力や資格 等

③施設用地の確保状況

土地取得(賃借)の見込み、土地の利用制限状況、地域への説明と同意状況 等

④施設の設置基準等の適合性

建物の構造、周辺道路や避難経路の確保等非常災害対策の状況 等

⑤資金計画の妥当性

施設建設に係る借入金の有無・金額・償還計画、開設当初の運営資金 等

⑥経営見通し

運営に係る事業計画や資金計画 等

(8) 要望書の受付

本募集に参加する場合は、要望書を提出してください。

要望書を提出しない場合は、公募に参加できません。

- 1 要望書 別紙要望書参考例を参照し、必要書類を添付してください。
- 2 提出先 千葉市高齢施設課
- 3 受付日時 平成22年8月13日(金)～平成22年9月6日(月)
※土・日・祝日を除く
午前9時～午後5時(時間厳守)
必ず事前に電話で日時を調整のうえ、来庁してください。

- ・ 要望書の受付時に、内容を確認し、必要に応じ質問をする場合があります。
- ・ 提出期限間近は、受付が込み合い、対応できない事態が予想されますので、早めの提出をお勧めします。
- ・ この時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- ・ 期日までに要望書を提出しない事業者は、いかなる理由があっても今回の公募には参加できません。
- ・ 要望書提出事業者には、後日、説明会開催日時や会場についてご連絡します。

(9) スケジュール(予定)

募集スケジュールは以下のとおり予定しています。

8月13日～9月6日	要望書受理
9月15日	事業者説明会
11月	計画書提出
3月	事業者選定、通知

※ 今回の募集の詳細については、事業者説明会において、お示しします。

※ 高齢施設課のホームページを随時更新し、今回の募集に関する情報を提供する予定です。

3 提出・問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢施設課
千葉市中央区千葉港1-1
TEL: 043-245-5256
e-mail: shisetsu.HWS@city.chiba.lg.jp

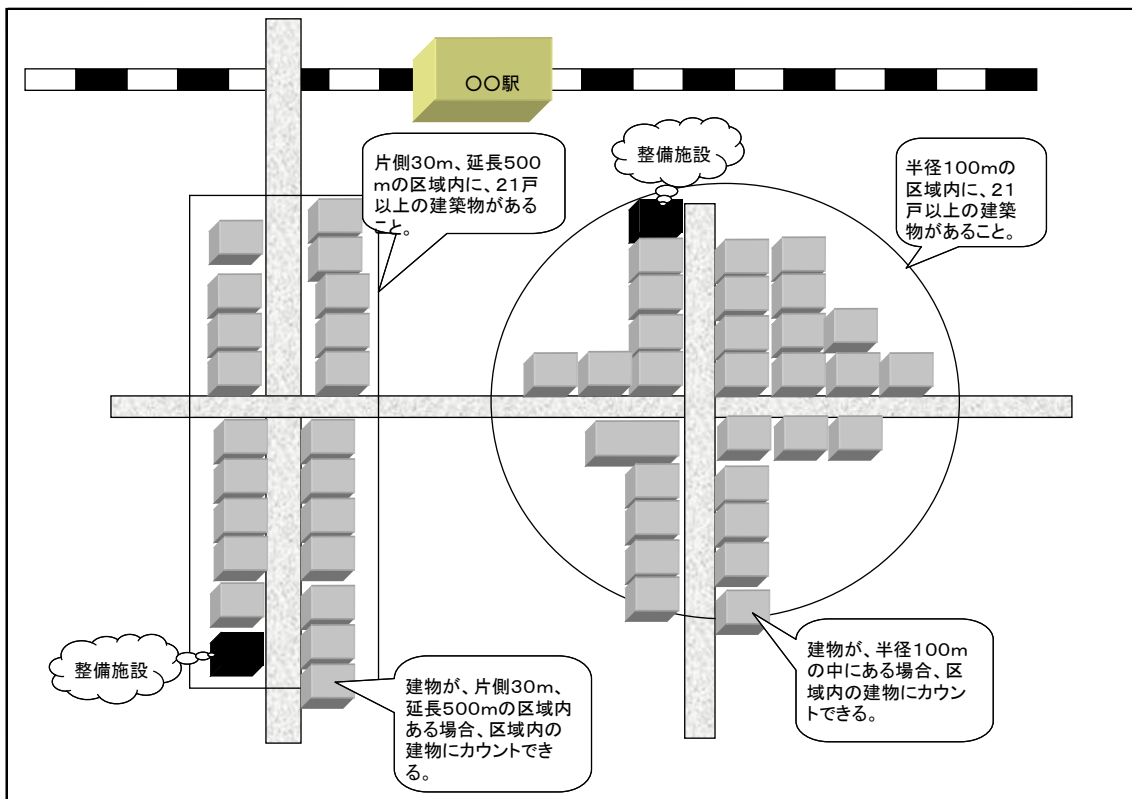
立地イメージ

利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることが必要になります。

<具体的な立地条件>

- 1 設置しようとする施設を含む半径 100mの区域内に 21 戸以上の住宅等建築物があること。
- 2 設置しようとする施設を含む片側 30m、延長 500mの区域内に 21 戸以上の住宅等があること。
- 3 区域の境界付近にある住宅等については、区域線に当該住宅等の一部が含まれる場合、この住宅等を加えることができる。
- 4 適用に当たっては、円形、線形いずれかの方法を選択できるものとする。

具体的な立地条件のイメージ



別紙

要望書参考例

平成22年8月 日

千葉市長 熊谷 俊人 様

法人所在地 千葉市〇〇区〇〇町123-4

法人名 社会福祉法人〇〇会

代表者職氏名 〇〇 〇〇 理事長印

平成22年度地域密着型特別養護老人ホーム施設整備要望書

1 要望内容

- (1) 施設名 〇〇〇苑 (仮称)
- (2) 施設予定地 〇〇区〇〇町123-4
- (3) 施設種別・定員 地域密着型特別養護老人ホーム 29人
- (4) 併設施設の概要 小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 開設予定時期 平成24年〇月

今回の要望書については、施設予定地が具体的に決まっていない場合は、予定地を数か所記載するか、少なくとも設置予定区を記載してください。また、施設の定員や併設施設も決まっていない場合は、予定若しくは、未定としてください。

(小規模多機能型居宅介護事業所の併設は、募集の条件です。)

2 連絡先

担当者氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

3 添付書類

- (1) 法人の定款及び登記事項証明書
- (2) 既に運営している特別養護老人ホーム等の概要がわかるもの (パンフレット等)
- (3) 施設予定地の位置図